

令和6年3月1日提出

今治市議会定例会（第2回）議案

今治市議会定例会（第2回）議案目次

議案番号	件名	ページ
4	令和5年度 今治市一般会計補正予算（第7号）	別冊
5	令和5年度 今治市港湾事業特別会計補正予算（第2号）	〃
6	令和5年度 今治市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
7	財産の取得について（コンテナ用リフト）	1
8	港湾事業特別会計への繰入額の変更について	5
9	甘崎跨道橋外1橋撤去工事の委託について	7

財産の取得について（コンテナ用リフト）

次のとおりコンテナ用リフトを購入する。

令和6年3月1日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 品名、規格及び数量 コンテナ用リフト（スプレッド仕様、5段積み45t） 1台
- 2 購入の目的 今治港におけるコンテナ荷役作業用
- 3 購入方法、購入金額及び購入の相手方

区 分	購入方法	購入金額	購入の相手方
コンテナ用リフト	一般競争入札	98,780,000円	東温市南方2260番地6 ロジスネクスト四国株式会社 松山支店 支店長 塚野 貴志

「参 考」

コンテナ用リフト入札結果

業 者 名	入 札 金 額
ロジスネクスト四国株式会社 松山支店	98,780,000 円

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地 方 自 治 法 （抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

港湾事業特別会計への繰入額の変更について

令和5年度今治市一般会計から港湾事業特別会計への繰入額を次のとおり変更する。

令和6年3月1日提出

今治市長 徳永繁樹

記

変更前の繰入額 19,927千円以内

(令和5年3月24日議決 議会第2回議案第48号)

変更後の繰入額 277,047千円以内

(追加額 257,120千円)

「参 照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

甘崎跨道橋外1橋撤去工事の委託について

甘崎跨道橋外1橋撤去工事を、次のとおり委託する。

令和6年3月1日提出

今治市長 徳永繁樹

記

1 委託の目的 甘崎跨道橋外1橋撤去工事

2 委託の方法 随意契約

3 委託金額、委託の相手方及び完成期限

区 分	委託金額	委託の相手方	完成期限
甘崎跨道橋外 1橋撤去工事	円 163,795,500	今治市山路751番地2 本州四国連絡高速道路株式会社 しまなみ今治管理センター 所長 林 昌弘	令和8年1月31日

4 仮協定締結年月日 令和6年2月20日

「参 考」

1 委託概要

撤去工事 一式

現場技術業務 一式